

## 柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術や 負傷原因等照会に関するご協力のお願い

日頃より当健保組合の事業運営にご協力くださりましてありがとうございます。

さて、みなさま日常生活の中で体のどこかに痛みがあったとき、整骨院や接骨院を利用する場合があります。ご承知のように整骨院や接骨院は、保険医療機関(病院や診療所など)ではありませんし、整骨院や接骨院で施術を行う柔道整復師は医師ではありませんので、**整骨院や接骨院での施術は、その全てに保険証が使えるわけではありません。**健康保険が使えるのは、捻挫や打撲など急性の外傷によるものに限られています。

### ◆内容点検を強化します！

当健保組合では、被保険者の皆様からお預かりしている大切な保険料を、公平かつ適切に運用し、医療費の適正化を図るために、これまでも柔道整復師(整骨院・接骨院)から届いた請求書の点検、被保険者へ施術内容の照会などを行ってまいりましたが、柔道整復師の請求において、“健康保険の対象外となる施術、架空請求、水増し請求といった不適切な請求”が、残念ながら見受けられます。

つきましては、この度さらなる医療費適正化対策として、外部の専門業者と提携し、柔道整復師の施術内容等の確認を強化することといたしました。令和3年度より、柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術内容等の確認は、点検機関である「株式会社大正オーディット」及び「一般財団法人保険療養費審査等受託機構」が実施いたします。点検機関から、照会文書等が送付されましたら、**返送期日までの回答にご協力をお願いします。**

### ◆領収書を保管しましょう！

照会の時期は、柔道整復師からの請求書が当健保組合に届いた後となりますので、手続き上、施術から2～3ヵ月経過した頃に照会文書が届きます。その頃には何の施術だったか思い出せないことや、記憶が曖昧なこともあるかと思えます。整骨院や接骨院にかかったときは、負傷した部位、施術の内容、施術の年月日などを詳細にメモしておくこと、また、**領収書は必ず受け取り、保管**しておいてください。(※後日、確認させていただくことがあります)

### <点検業者について>

「株式会社大正オーディット」及び「一般財団法人保険療養費審査等受託機構」は、健康保険関係の個人情報保護をふまえた療養費の点検業務を行う専門業者です。施術内容照会により知り得た個人情報の取り扱いに関しては、療養費請求書の内容点検のみに使用に限られ、他の目的には一切使用しないよう契約書を締結しております。